

# ○見積合わせにおける「くじ」による契約の相手方決定に係る運用

令和6年4月1日（狭山市 契約検査課）

随意契約に係る見積書（PDF形式による見積書を含む）の徴取において、契約の相手方となる見積者が2者以上いる場合は「くじ」により、契約の相手方（受注者）を決定します。

（狭山市随意契約見積心得第11条 ※ただし、別に示す場合はこの限りではない）

この「くじ」運用については次のとおりです。

## 【くじの執行方法】

- ①（見積者） 見積書に任意の「くじ番号（3桁・000～999）」を記載して見積書を提出  
※「くじ番号」の記載が無い場合及び判読できない数字があるときは「999」を割り当てる
- ②（市） 「くじ」対象者の「くじ参加番号」を決定  
「くじ番号」の小さい者から「0」「1」「2」…として「くじ参加番号」を付番  
※「くじ番号」が同じ数値であった場合は、社名（株式会社・有限会社等を除いた名称）  
又は個人の性の頭文字の五十音順（1文字目が同じ場合は2文字目、以下同じ・  
アルファベット はひらがな読み）
- ③（市） 「当選番号」の決定  
「くじ」対象者の「くじ番号」の和 ÷ くじ対象者数 = 商 及び「余り」  
により得られた「余り」の数字 = 「当選番号」
- ③（市） 契約の相手方（候補者）の決定  
「くじ参加番号」と「当選番号」が一致した見積者 = 契約の相手方

## 【くじの執行例】

（よみがな） 見積者	くじ番号	くじ対象者	くじ参加番号
（さやま） （株）さやま	070	○	0
（いるまがわ） 入間川（有）	100	○	2
（じゃばん） Japan（株）	123		
（さいたま） （有）埼玉	982	○	3
（いりそ） いりそ（株）	100	○	1
	1252	4	

$1252 \div 4 = 313$  余り 0  
（当選番号）

くじ参加番号 「0」 契約の相手方 （株）さやま